

令和5年（ネ）第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 原 伸雄 外15名

被控訴人 東北電力株式会社

訴訟進行に関する意見書

令和5年11月2日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 小野寺 信 一
外

本日提出した控訴人らの第3準備書面は、第1回口頭弁論期日後の進行協議期日における確認事項（メモ）に従ったものである。被控訴人のこれに対する反論は、次回期日の1週間前（令和6年1月24日）までに提出することを求める。理由は以下のとおりである。

- ① 本日から次回期日の1週間前までは2ヶ月半以上の猶予があること
- ② 第3準備書面の内容が一審の原告の主張を整理したものであり、新たな主張が含まれていないこと
- ③ 検査場所の開設の可否については、第3準備書面別紙Iのとおり、被控訴人がほとんど全ての作業部会に出席し、作業部会で何が議論されているか知っていること
- ④ 被控訴人が検査場所に600名を派遣し、令和2年3月25日の協議会で、被控訴人の増子副社長が、「避難退域時検査の要員や機材の提供等、事業者に求められる対応について、しっかりと準備し、対応が必要になった場合には、原子力防災組織体制のもと、確実に対応していく。」と述べていることからし

て、検査場所の開設の可否は被控訴人にとって切実な課題であり、可否を熟知している立場にあること

- ⑤ バスの確保と配備についても、被控訴人がほとんど全ての作業部会に出席し、作業部会で何が議論されているか知っていること、バスの確保と配備の見込みは、県、バス協会、市（添乗職員の確保）から聴取すれば明らかにできること

よって、次回期日の1週間前（令和6年1月24日）までに反論を提出することを求める。

以上